

猿払村下水道事業経営戦略

農業集落排水事業

漁業集落排水事業

個別排水処理事業

平成29年3月

猿払村建設課

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
① 施設	1
② 普及状況	2
③ 使用料	2
④ 組織	2
(2) 民間活力の活用等	3
① 民間活用の状況	3
② 資産活用の状況	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	3
2. 経営の基本方針	4
(1) 安心して暮らせる村民生活の確保	4
(2) 計画的な事業執行	4
(3) 業務の効率化	4
(4) 会計の健全運営	4
3. 投資・財政計画	5
(1) 投資・財政計画	5
(2) 投資・財政計画の策定にあたっての説明	5
① 投資についての説明	5
② 財源についての説明	5
③ 投資以外の経費についての説明	6
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	6
① 今後の投資についての考え方・検討状況	6
② 今後の財源についての考え方・検討状況	6
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	6
(4) 経営戦略の事後検証、更新等に関する次項	6
資料	
経営比較分析表	別紙1－1～3
投資・財政計画	別紙2－1～3

猿払村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 北海道宗谷郡猿払村

事 業 名 : 猿払村下水道事業

策 定 日 : 平成29年 3 月 8 日

計 画 期 間 : 平成28年度 ~ 平成37年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

本村における下水道事業は、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び個別排水処理事業により、公共用水域の水質保全に資するとともに、村民の生活環境の向上を目的として整備を行っています。

農業集落排水事業は平成2年度から供用開始し、鬼志別地区の汚水処理を行っています。漁業集落排水事業は、平成10年度に浜鬼志別地区、平成11年度に知来別地区、平成16年度に浜猿払地区において、それぞれ供用開始しています。各集落排水事業の処理区域以外については、合併処理浄化槽処理による個別排水処理事業を平成12年度より継続して実施しています。

事業会計は、3事業を一括して下水道事業特別会計として運営しています。かねてより国は、公営企業における公営企業会計の適用を推進していますが、義務付けられているのが人口3万人以上の自治体であることや、導入には多くの経費や労力を要すること、また、本村のような小規模自治体には利点が少ないことなどから、公営企業会計は適用していません。

	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	個別排水処理事業
使用開始年度 (供用開始後年数)	平成2年度 (27年)	平成10年度 (19年)	平成12年度 (17年)
法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用		
処理区域内人口密度	22.12人/ha	17.78人/ha	0.03人/ha
流域下水道等への 接 続 の 有 無	無	無	無
処 理 区 数	1	3	4
処 理 場 数	1	3	150 (うち休止4)
広域化・共同化・最適化 実 施 状 況	無	無	無

② 普及状況

地区に処理施設がある集落排水事業は、元から高い普及率にありましたが、近年、未接続だった老朽家屋の解体や、接続が義務付けられている新築家屋の増加により、農業集落排水事業では99.5パーセント、漁業集落排水事業では99.1パーセントとなっています。また、個別排水処理事業でも、集落排水事業と同様の理由により合併処理浄化槽の設置が進んだことから85.6パーセントとなり、全体でも93.5パーセントと高い普及率になっています。

③ 使用料

本村の下水道使用料は、3事業とも統一した料金体系となっており、料金設定にあたっては、平成2年度の農業集落排水事業の供用開始時に、簡易水道使用料の約8割を基準として設定しました。以降、平成9年度、平成19年度の料金改定時においても、同様の方針で設定しています。

現在の料金体系による使用料単価（下水道使用料を有収水量で除した額）は、全国平均と比較すると高い水準にありますが、事業会計の運営は厳しい状況にあることから、増額改定は避けられない状況にあります。料金改定にあたっては、簡易水道使用料との均衡も考慮しつつ、大幅な利用者の負担増とならないような料金体系を検討します。

用途	料金		超過料金 1 m ³ 増すごとに
	基本料金	1 か月につき 汚水量	
一般家事用	5 m ³ まで	950 円	133 円
特別家事用	5 m ³ まで	660 円	57 円
団 体 用	20 m ³ まで	3,190 円	133 円
営 業 用	20 m ³ まで	3,190 円	114 円
加 工 場 用	50 m ³ まで	7,960 円	104 円

* 使用料の額は、上記により算定した額に消費税を加算した額（10円未満切捨て）

参考（1）一般家事用 20 m³使用時の使用料

$$(\text{基本 } 950 \text{ 円} + \text{超過 } 133 \text{ 円/m}^3 \times 15 \text{ m}^3) \times \text{消費税 } 1.08 = 3,180 \text{ 円}$$

（2）使用料単価及び類型平均・全国平均との比較（H26 農集・法非適用）

$$\text{猿払村 } 170.4 \text{ 円/m}^3 \cdot \text{類型平均 } 156.9 \text{ 円/m}^3 \cdot \text{全国平均 } 151.5 \text{ 円/m}^3$$

④ 組織

農業集落排水事業を供用開始した平成2年度は、水道課に水道係と下水道係を置き、課長以下9人の職員で上下水道業務にあたっていました。その後、水道施設維持管理業務の民間委託化や、村内の集落排水処理施設の整備が一定程度進んだことなどから、平成14年度の機構改革時に水道係と下水道係を組織統合しました。

現在は、建設課上下水道係として3人の職員を配置していますが、専門の知識、技術を持たない一般行政職のみで構成されていることから、技術職員の配置が求められています。

(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

農業集落排水事業を供用開始した平成2年度より、集落排水処理施設の維持管理業務を民間事業者へ委託しています。また、平成13年度からは、諸経費の削減を目的として、簡易水道施設、一般廃棄物処理施設の維持管理業務と契約を一本化しました。個別排水処理事業についても、合併処理浄化槽の点検、管理等の業務を民間委託しています。

その他、上下水道料金の算定の根拠となる水道メーター検針業務を平成12年度より民間委託するなど、事務の効率化を図っています。

② 資産活用の状況

各施設で発生した汚泥については、搬出先の汚泥再生処理センターで堆肥化し、農地還元していますが、無料配布としていることから、収益には結びついていません。

また、集落排水施設での汚泥消化に伴い発生するバイオガス等のエネルギー利用については、費用対効果が低いことが予想されるため、検討していません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

総務省の通知により策定しました、別紙1-1～3の「経営比較分析表」をご参照ください。これは、平成26年度の決算額を基に、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本村の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的に、平成27年度に策定したものです。

2. 経営の基本方針

(1) 安心して暮らせる村民生活の確保

施設の管理運営を徹底し、各家庭などから排出された汚水を適切に処理することで、健康で快適な生活環境の実現と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ります。

(2) 計画的な事業執行

各施設とも老朽化が進んでおり、維持管理経費は増加傾向にあります。また、過去に行われた施設の建設や整備に係る企業債（借金）の元利償還額も大きいことから、厳しい経営を強いられています。これらに充てる財源も限られているため、適正な事業計画と財政計画を策定し、経営の健全化を図れるよう努力します。

(3) 業務の効率化

これまでに行ってきた業務の民間委託を継続するとともに、他の業務についても民間活用の可能性を探り、より効率的な業務執行を検討します。

(4) 会計の健全運営

唯一の一般財源収入である使用料収入を確実に収納するため、徴収業務を強化し、収納率100パーセントを目指します。また、各集落排水処理施設の大規模改修や、合併処理浄化槽の新設など、建設改良に係る資金調達にあたっては、本村にとって有利な条件となる補助事業や企業債などを活用し、財政負担の軽減を図ります。

3. 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画

別紙2-1～3の「投資・財政計画」をご参照ください。各項目の説明は、次項に記しています。

(2) 投資・財政計画の策定にあたっての説明

① 投資についての説明

集落排水処理施設の整備は完了していることから、新たな施設の建設予定はありませんが、漁業集落排水処理施設は老朽化が進んでいるため、今後、大規模な改修が必要になります。浜鬼志別地区は、平成30～34年度に改修を計画しており、建設改良費の増大を見込んでいますが、事業実施の際は、できるだけ事業費を圧縮し、建設改良費の抑制を図ります。

農業集落排水処理施設は、平成24年度に大規模改修が完了しており、当面は改修の必要はありませんが、農林水産省から義務付けられている「最適整備構想」の策定を、平成31～32年度に業務委託する予定です。

その他、新築住宅等の建設に対応するため、各集落排水事業における公共汚水樹の設置と、個別排水処理事業における合併処理浄化槽の設置について、それぞれ一定の数量を見込み、その費用を各年度に計上しています。

② 財源についての説明

本事業会計の平成27年度の歳入決算を見ますと、料金収入は23.4パーセントしかないため、企業債を除く財源を一般会計からの繰入金に求めています。その割合は63.8パーセントにもなっています。この傾向は過去から継続しており、自主財源不足の慢性化は、大きな課題の一つになっています。

普及率は現時点で90パーセントを超えており、今後の伸び代は非常に小さいこと、さらには、住民の節水意識の向上や人口減少も相まって、現状のままでは料金収入の増額は期待できないことから、下水道使用料の増額改定は免れません。

歳入予算を料金収入のみに求めた場合、現行の料金設定の4倍近くの増額改定が必要になりますが、大幅な負担増を住民に強いることはできないことから、計画的に料金改定を行う必要があります。前回（平成19年度）の料金改定より10年が経過していることから、平成30年度に料金改定を計画しています。

投資に係る費用の財源については、平成30～34年度に計画している浜鬼志別地区漁業集落排水処理施設の大規模改修では、補助事業や企業債を活用し、適切な財源の確保に努めます。また、個別排水処理事業では、該当する補助事業はありませんが、こちらも企業債を活用し、合併処理浄化槽の新規設置を継続して行います。

企業債の発行にあたっては、後年の元利償還時に交付税措置され、かつ利率の低い過疎対策事業債を活用するとともに、資本費平準化債により元利償還額を長期に平準化し、財政負担の軽減を図ります。

③ 投資以外の経費についての説明

各事業の施設維持経費及び修繕料に関しては、平成 28 年度予算と同額を、平成 37 年度まで計上しています。

職員給与費については、現在、本会計より支出している職員 1 名を基に、定期昇給分を予測して計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

漁業集落排水処理施設の改修については、浜鬼志別地区（平成 34 年度完了予定）に引き続き、知来別地区及び浜猿払地区についても検討します。事業実施の際は、浜鬼志別地区と同様に、事業費を圧縮し、建設改良費の抑制を図ります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

下水道使用料については、平成 30 年度に料金改定を予定していますが、これ以降も 4～5 年周期で料金改定を検討し、適正な使用料収入を目指します。

また、知来別地区及び浜猿払地区の漁業集落排水処理施設の改修については、浜鬼志別地区と同様に、補助事業や、交付税措置の有利な企業債などを活用し、財政負担の軽減を図ります。

公営企業会計は独立採算制が原則ですが、本村のような広域かつ小人口の自治体が行うことは、事実上不可能です。しかし、料金収入の増加と、建設改良費などの投資経費の抑制により、一般会計繰入金の縮減を図り、より健全な経営を行うよう努力します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

各事業の施設維持管理については、民間事業者に業務委託し、必要最低限の項目のみを委託するなど、すでに経費の抑制を図ってきており、これ以上の削減は困難な状況にあります。また、修繕料については、施設等の安定稼働には必要な経費であり、安易に削減することはできません。しかし、今後も物価等の上昇が予測されることから、常に費用抑制を意識し、現行の水準を維持できるように努めます。

職員数については、すでに限界まで削減を行っていることから、これ以上の職員給与費の削減は困難です。反対に、現時点において配置されている職員の給与号俸が低いことから、今後の人事異動において、より高い号俸の職員が配置された場合などには、増額する可能性があります。

(4) 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

この経営戦略は、各年度末に進捗管理を行い、5 年ごとに見直しを行います。その結果を次期戦略に反映させ、P D C A サイクルを継続的に運用していきます。